

転入に伴う手続き

転入に伴う手続きについて、下表を参照のうえ、担当窓口で手続きをお願いします。



対象となる方	手続きの内容	お持ちいただくもの担当窓口	担当窓口
国民年金に加入している方 年金受給者の方	年金の住所変更手続きを行います。	年金手帳、印鑑	町民課
小・中学校に通う児童のいる方	教育委員会への手続きを行います。	以前の学校から受け取った書類	学務課
乳児医療を受けられる方 妊産婦医療を受けられる方	乳児医療、妊産婦医療の手続きを行います。	母子手帳、健康保険証、印鑑、通帳、保護者（両親）の所課税証明書	町民課
ひとり親家庭医療を受けられる方	ひとり親家庭医療の手続きを行います。	健康保険証、印鑑、通帳、保護者の所得課税証明書	町民課
重度心身障害者医療を受けられる方	重度心身障害者医療の手続きを行います。	健康保険証、障害等級のわかるもの（身体障害者手帳、年金証書）印鑑、通帳、本人の所得課税証明書	町民課
後期高齢者医療を受けられる方 転入された方の中に75歳以上の方がいらっしゃる場合	後期高齢者の手続きを行います。	印鑑 (県外転入の場合、負担区分証明書)	町民課
子ども手当を受けている方(勤務先での支給を受けている方は、そちらでの手続きとなります)	子ども手当の手続きを行います。	子ども手当用所得証明書、申請人名義の通帳と印鑑、年金加入証明書（国民年金の場合は不要）、健康保険証	福祉課
児童扶養手当		ケースによって異なりますので、窓口で説明	福祉課

対象となる方	手続きの内容	お持ちいただくもの担当窓口	担当窓口
特別児童扶養手当		を受けください。	
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳の住所変更を行います。	身体障害者手帳、印鑑	福祉課
療育手帳をお持ちの方	療育手帳の住所変更を行います。	療育手帳、印鑑	福祉課
精神保健福祉手帳をお持ちの方	精神保健福祉手帳の住所変更を行います。	精神保健福祉手帳、印鑑	福祉課
障害児童福祉手当を受けている方 特別障害児童福祉手当を受けている方	障害児童福祉手当、特別障害児童福祉手当の手続きを行います。	ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けください。	福祉課
乳幼児のいる方	予防接種の確認を行います。	—	福祉課
介護保険証の交付を受けている方（65歳以上）	手続きは不要です。保険証は後日郵送いたします。	—	福祉課
介護保険受給資格証明書の交付を受けている方	介護保険受給資格証明書の手続きを行います。	介護保険受給資格証明書	福祉課
水道を使用する方	水道使用開始手続き、水道の名義変更を行います。お電話でご連絡ください。	—	水道事業所

大槌役場 町民課 ☎0193-42-8713、学務課 ☎0193-42-6100、福祉課 ☎0193-42-8715、水道事業所 ☎0193-42-2035

